

**特集** 職場で憲法を語るためには**論文**

- ① 日本国憲法がなかった時代の労働運動
—戦前戦中の日本の労働運動—

現代史家・労働者教育協会名誉会長 山田敬男

論文

- ② 労働組合が憲法を護る意味

自由法曹団弁護士 萩尾健太

論文

- ③ 労働者が「個人」となり、労働組合が「個人」の塊
（かたまり）となるために

神戸学院大学法学部客員教授、弁護士 八木和也

- ④ 一人ひとりが憲法を学ぶ本を選ぶなら

全労連議長 秋山正臣

- ⑤ 港湾（職場）を兵站基地にするな！ 港湾労働者は戦争の
犠牲者にも、協力者（加害者）にもならない！

全国港湾労働組合連合会書記長 玉田雅也

- ⑥ 自治体職員は、住民の「個人の尊厳」を奪う赤紙は、二度と配らない
—自治体職員が国の手先にならなければ戦争はできない—

自治体労働組合総連合中央執行委員 秋葉一雄

- ⑦ 学校で憲法と平和を語るための学びと対話

全日本教職員組合中央執行委員 村田信子

40 国際のページ

平等ルールをもとにジェンダー平等へ 韓国、
ニュージーランドの模索

全労連事務局次長 布施恵輔

42 職場ホットライン

「労働組合をつくりたい」チャットGPTの答え
は岐阜県労連一押し

建交労岐阜本部委員長 山田 透

43 労働相談の窓

5.31「ケア労働者のための全国一斉労働相談
ホットライン」の取り組み

岩手県医労連書記長 小畑英之

44 ただいま奮闘中 地域労連

諏訪労連再開

長野県・諏訪労連事務局長 有賀剛志

45 いっちょかみが行く（最終回）

過労死のない社会実現に向けて

全労連議長 秋山正臣

48 文化のページ

映画 妹の婚約を機に、ふたりが踏み出す新しい一歩

福祉保育労書記長 仲野 智

囲碁・詰将棋

編集後記・次号予告

港湾（職場）を兵站基地にするな！ 港湾労働者は戦争の犠牲者にも、協力者（加害者）にもならない！

全国港湾労働組合連合会
書記長

たまだ まさや
玉田 雅也

はじめに

海に囲まれた島国である日本にとって、港湾は世界との交易・物流の玄関口とされ、輸出入貨物の99.6%が、港湾を経て取り扱われている。したがって、日本経済の喉元とも称され、経済・国民生活を支える社会的役割を担っている。しかし、戦争となれば、港湾の姿が一変する。

相手国の兵站基地（港湾）を砲撃することから戦端が開かれ、兵站補給を遮断することが重要な戦略となることは、戦争の常套（じょうとう）といえる。ロシアのウクライナ侵略で、それを目の当たりにした。ロシア軍がウクライナ南東部の港湾都市マリウポリに第一弾の砲撃を行い、その後、同国最大の港湾都市で、南西部に位置するオデッサが戦禍に晒されている。イラク戦争では、同国南部の港湾都市ウムカッスルに米国の第一弾が撃ち込まれ、戦線が北上したことも記憶に残っている。

こうした事実からも分かるとおり、戦争になれば港湾は「兵站基地」になり、そこに働く港湾労働者はいっしょに戦争の犠牲者となり、その業務から戦争協力者ともなる。だからこそ、全国港湾は「戦争は港湾労働者の生命を戦禍に晒す」ことであるから、港で働く仲間の生命を守ることを一

義的課題とする労働組合としてあらゆる戦争に反対している。そのために、憲法9条を守り、これを活かすことはもとより、戦争によって港湾労働者の「生命、自由及び幸福追求の権利（第13条）」や「生存権（第25条）」さえも奪われることを想起した取り組みが重要と考えている。

先の大戦の教訓

港湾は、先の大戦においては「翼賛体制」の下で「一港一社体制」へと集約され、前線に送る武器弾薬をはじめ、あらゆる軍事物資が港湾で「管理・保管・船積」される軍備供給基地（兵站基地）とされた。そのため、港湾は、連合国の攻撃対象となり、多くの港湾が廃墟となった。広島・長崎への原爆投下は、その最も悲劇的な例といえる。

先の大戦での痛苦の経験を教訓に、日本国憲法が制定された。その憲法は、①国民主権と国家主権、②恒久平和、③基本的人権、④平和主義、④議会制民主主義、⑤地方自治の5原則を打ち立て、国務大臣をはじめとする為政者、国家権力にその尊重・擁護義務を課した。日本国憲法の制定で港湾の性格は大きく変わった。憲法5原則の一つとなる地方自治権の下に港湾法が制定され、港

い。加えて、岸田内閣（2021～24年）は、国会に諮ることもなく安保三文書を改訂した。そのなかで、「民間利用を主にしつつ、自衛隊や海上保安庁が平時から円滑に利用できるよう整備・管理する」港湾を指定し、港湾の兵站基地化を具体化している。24年度当初は、11港湾の指定であったが、現在（26年6月）まで、33港湾が指定されている。指定された港湾では、「事前連絡もなく突然使用すると通知があり仕事が混乱した」、「突然、港湾エリアにPAC3が配備された」、「事前通知もなく弾薬荷役をやっていた」など極めて憂慮すべき事態が起きている。さらには「災害対策訓練の筈が自衛隊の訓練だった」、「訓練と言いながら『コンテナ荷役』をしていた」、「自衛隊が使うからヤードを片付けてくれ。その費用は港湾サイド負担」など、生々しい「防衛体制優先・自衛隊優先」の実態が報告されている。



全国港湾の取り組み

全国港湾は、委員長自ら月刊機関紙を通じ「戦争と港湾労働」を主題とする連載記事を寄稿し、「戦争反対・憲法改悪を許すな」と呼びかけている。また、全国港湾常任役職員を中心に毎月第一木曜日に新橋駅前（^{しんばし}）で「港湾を兵站基地にするな！」を掲げて宣伝行動を続けている。この行動は3年余り続けており、「頑張ってください」、「戦争はダメ」と声をかけてくれる方や、励ましの手紙を頂いたこともある。

全国港湾は、港運事業者団体である（一社）日本港運協会と産別団体交渉を行っているが、「平和を希求する思いは業側も全く同感であり、異論の余地はなく、港湾労働者の安全・安心の確保は労使共通の願いである」との議事確認を行なった。平和への思いを労使が共有した一幕である。26春闘では、「特定利用港湾に関し、港湾運送事業への影響などについて、防衛省・自衛隊・海上

保安庁など関係行政に港運労使への説明会の開催を求め、港湾施設の利用に際しては、港湾運送事業に影響を与えないよう必要な対策を港運労使で要請する」とも確認している。

高市政権は、維新・参政党・保守党などと手を組み、さらなる戦争体制（翼賛化）を構築すべく国旗損壊処罰法で内心の自由を奪い、国家情報会議を設置し、次はスパイ防止法も準備して、国民を萎縮させ国家統制を図ろうとしている。

しかし、労働者・国民の反撃が始まっている。「戦争するな」「憲法壊すな」「子どもを殺すな」「私たちは自由」等々様々な声を上げ、連日のように「高市政権の危険性を共有し抗議する行動」が繰り広げられている。ここには憲法を軸とした未来への希望があると確信している。労働組合の旗が少ないのは寂しいが、職場に「憲法守れ・憲法壊すな」の声を広げ、多数の世論を創るのは労働組合の責任でもあると考えている。

全国港湾は、微力ながら「憲法守れ・活かせ」の一致点で、高市政権を追い詰めるたたかいの高揚に貢献したいと決意している。

スパイ防止法の本質を喝破する一つの逸話を紹介して、筆をおくこととする。「ある港の関係者は、こう語る。もし日本が本格的に軍事行動に踏み切る時、一番怖いのはね、自衛隊の防衛秘密が民間人にも適用されること。たとえば、これは冗談で言っているんですけど、港湾労働者が港の飲み屋で『あの船は明日、どこどこへ向けて出港するよ』と言っただけで、秘密漏洩でつかまって、3年以下の刑とか」（島本慈子著「ルボ労働と戦争（岩波新書）P96」）。

湾は地域経済と住民生活を支える公共施設と位置付けられたのである。したがって、港湾は、地方自治権による民主的な運営が不可欠であるとの見地から、港湾の管理者は地方自治体が担うことになった（同法第2条）。

しかし、憲法によって生まれ変わろうとした港湾も、GHQの占領下であったり、その後の安保条約のもとで米軍が行う戦争に加担させられてきた。朝鮮戦争（1950～53年）では、朝鮮半島での米軍貨物の荷役作業に従事させられている。記録（占領軍調達史）によると、横浜港の数千人の港湾労働者が釜山港^{プサン}に移送され、米軍の兵器・弾薬・軍需品の積載等の兵站補給に従事し、死亡1人、疾病79人、その他21人の死傷者数と記されている。

ベトナム戦争（1955～75年）では、日本の港湾において米軍物資の荷役作業に従事させられている。この作業は一刻を争うものであるため、徹夜作業（追い通し）、食事をとりながらの作業（カミカミ）、食事抜き（ノーチャブ）等の強行荷役の連続だったと伝えられている。しかも、軍事機密を伴うため、カービン銃を持つ米兵の監視下の作業であったという。また、ドライアイスに詰められた寝袋を荷役して、後に、それが「米兵の死体」だったと聞き、生きた気がしなかったという話も聞いている。

こうした苦い経験の一方で、全国港湾結成（1972）以前ではあるが、後に全国港湾に結集する労働組合・地域組合による米原子力空母入港への抗議行動、弾薬荷役阻止行動、戦車を搭載したトレーラーの港湾への移送阻止など、港湾労働者の反戦・平和のたたかいも記録されている。



港湾が再び兵站基地へ

2003年の有事法制の強行採決によって、港湾は

再び「兵站基地」への転換を迫られることになる。

武力攻撃事態法は、総理大臣が地方公共団体（港湾管理者）に代わって武力攻撃事態に船舶の入・出港、接岸などの対処措置ができ、民間船舶や生活・産業物資より米艦船や自衛艦の入港・着岸が優先されることになる。つまり、憲法の地方自治権が覆され、戦前の港湾に戻ることになる。また、同法は指定された公共機関が国や自治体と一緒に、武力攻撃事態に対処する責務を定めている。港湾業務を指定公共機関と明示していないが、港湾運送事業法において「国交大臣が公益上必要と認めれば…港湾荷役を行わせることができる」とあり、港湾運送事業が国の「許可事業」であることを考慮すれば、その権限で戦争遂行の業務を担わされることになることは容易に想定できる。

そして、港湾法に特例が設けられ、自衛隊の防衛出動や防衛施設建造に港湾管理者の許可を求めずとも、港湾の兵站基地化には自治体への通知で済まされることになった。港湾の使い方も港湾の整備にも自治体（地方自治権）の意向は無視できる体制になってしまったのである。

また、自衛隊法（103条）の改悪によって、「港湾運送事業者及び従事者」を含む輸送業務労働者に「業務従事命令」ができることになった。ここでも、戦争の加害者の一端を担わされ、国内・外で自衛隊が展開（集団的自衛権の行使）する荷役業務への従事も想定せざるを得ない。同時に、港湾労働者は、本船動向や貨物情報を知る立場にあることから、テロ特措法による「秘密漏洩^{ろうえい}」の過失違反に問われる懸念は、杞憂^{きゆう}と言えるだろうか。

したがって、極めて遺憾^{いかん}なことであるが、既に港湾運送事業と港湾労働者は、戦争の協力者にさせられる要件は揃っているといっても過言ではな

い。加えて、岸田内閣（2021～24年）は、国会に諮ることもなく安保三文書を改訂した。そのなかで、「民間利用を主にしつつ、自衛隊や海上保安庁が平時から円滑に利用できるよう整備・管理する」港湾を指定し、港湾の兵站基地化を具体化している。24年度当初は、11港湾の指定であったが、現在（26年6月）まで、33港湾が指定されている。指定された港湾では、「事前連絡もなく突然使用すると通知があり仕事が混乱した」、「突然、港湾エリアにPAC3が配備された」、「事前通知もなく弾薬荷役をやっていた」など極めて憂慮すべき事態が起きている。さらには「災害対策訓練の筈が自衛隊の訓練だった」、「訓練と言いながら『コンテナ荷役』をしていた」、「自衛隊が使うからヤードを片付けてくれ。その費用は港湾サイド負担」など、生々しい「防衛体制優先・自衛隊優先」の実態が報告されている。

全国港湾の取り組み

全国港湾は、委員長自ら月刊機関紙を通じ「戦争と港湾労働」を主題とする連載記事を寄稿し、「戦争反対・憲法改悪を許すな」と呼びかけている。また、全国港湾常任役職員を中心に毎月第一木曜日に新橋駅前（^{しんばし}）で「港湾を兵站基地にするな！」を掲げて宣伝行動を続けている。この行動は3年余り続けており、「頑張ってください」、「戦争はダメ」と声をかけてくれる方や、励ましの手紙を頂いたこともある。

全国港湾は、港運事業者団体である（一社）日本港運協会と産別団体交渉を行っているが、「平和を希求する思いは業側も全く同感であり、異論の余地はなく、港湾労働者の安全・安心の確保は労使共通の願いである」との議事確認を行なった。平和への思いを労使が共有した一幕である。26春闘では、「特定利用港湾に関し、港湾運送事業への影響などについて、防衛省・自衛隊・海上

保安庁など関係行政に港運労使への説明会の開催を求め、港湾施設の利用に際しては、港湾運送事業に影響を与えないよう必要な対策を港運労使で要請する」とも確認している。

高市政権は、維新・参政党・保守党などと手を組み、さらなる戦争体制（翼賛化）を構築すべく国旗損壊処罰法で内心の自由を奪い、国家情報会議を設置し、次はスパイ防止法も準備して、国民を萎縮させ国家統制を図ろうとしている。

しかし、労働者・国民の反撃が始まっている。「戦争するな」「憲法壊すな」「子どもを殺すな」「私たちは自由」等々様々な声を上げ、連日のように「高市政権の危険性を共有し抗議する行動」が繰り広げられている。ここには憲法を軸とした未来への希望があると確信している。労働組合の旗が少ないのは寂しいが、職場に「憲法守れ・憲法壊すな」の声を広げ、多数の世論を創るのは労働組合の責任でもあると考えている。

全国港湾は、微力ながら「憲法守れ・活かせ」の一致点で、高市政権を追い詰めるたたかいの高揚に貢献したいと決意している。

スパイ防止法の本質を喝破する一つの逸話を紹介して、筆をおくこととする。「ある港の関係者は、こう語る。もし日本が本格的に軍事行動に踏み切る時、一番怖いのはね、自衛隊の防衛秘密が民間人にも適用されること。たとえば、これは冗談で言っているんですけど、港湾労働者が港の飲み屋で『あの船は明日、どこどこへ向けて出港するよ』と言っただけで、秘密漏洩でつかまって、3年以下の刑とか」（島本慈子著「ルボ労働と戦争」（岩波新書）P96）。